

令和8年度第1回岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会（議事録）

- 1 期 日 令和8年5月28日（木）
- 2 開催時間 10:30～12:00
- 3 会 場 高山市教育研究所 2階大会議室
- 4 参 加 者 飛騨地区採択協議会委員 21名（20名出席、1名欠席）
飛騨地区採択協議会事務局（高山市教育委員会学校教育課職員2名）
司会：事務局 説明：事務局 協議進行：会長

5 議 事 録

事務局	□委員の皆様には、ご多用の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。この会議は、後ほどお話しします「採択協議会規約」と「運用規定」に基づいて運営をいたします。本日お集まりの委員の皆様は、この規約に基づいて、各教育委員会からご推挙いただいた方ということになります。 本会の会長及び副会長は、地区採択協議会規約第6条により、会長を飛騨地区教育長会会長の見山政克高山市教育長、副会長を飛騨地区教育長会副会長の中村好一下呂市教育長に受けていただくことになっておりますので、ご了承ください。 また、協議会の庶務は、規約第8条により、本協議会会長の属する教育委員会に置くとなっておりますので、本年度の庶務は高山市教育委員会に置き、本日の進行は高山市教育委員会事務局がつとめます。よろしくお願いします。なお、本日の会議は、8月31日まで非公開となっているため、お手元の配付資料は、会議が終了後全て回収させていただきます。
事務局	□はじめに、開会の言葉を、飛騨地区採択協議会副会長 中村好一下呂市教育長よりいただきます。
副会長	□皆様、こんにちは。委員の皆様には、ご多用の中、ご参加いただきありがとうございます。各学校では運動会がはじまっていますが、昔とは変わってきたなと感じます。途中で作戦会議を開いたり、競技の後でインタビューをしたり、おもしろいなあと思うと同時に、「生きる力の育成」に基づいた取り組みを感じます。授業でも、「生きる力」の育成の趣旨に基づき、「教科書を教える」から「教科書で教える」ということが重要であると考えます。そうした中で重要なのは教科書でございます。この会では、その教科書についての協議をいただく場となります。委員の皆様には、ご苦勞をかけますが、どうぞよろしくお願いいたします。では、これより令和8年度第1回岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会を開催します。
事務局	□続きまして、飛騨地区教育長会会長、見山政克高山市教育長が挨拶いたします。
会 長	□皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中ご参加いただきありがとうございます。

	す。この会は、飛騨地区が採用する教科書について、委員の皆様をはじめ様々な立場の方からご意見いただき、結果をまとめていただくことを目的としています。 教科書は4年に一度、大きな採択替えがあります。本年度は、採択替えの節目の年ではありませんので、現在各市村で使用されている小・中学校の教科書が有効かどうか見ていただき、意見を出していただきます。 また、本日は、現在使用している教科書を実際にご覧いただけるように後方に並べております。現在の教科書は、児童生徒がタブレット端末を使って自ら学びを進めたり調べたりできるようにQRコードを付けるなどの工夫もされています。どうぞ実際に見ていただいて、様々な視点からご意見をいただきたいと思います。ご協力をお願いします。 なお、本日、飛騨市教育委員 谷口様、飛騨地区小中学校教頭会代表 田近様が欠席されており、委任状をいただいておりますので、報告させていただきます。
事務局	□ありがとうございます。続きまして、協議会委員の委嘱を行います。資料1ページをご覧ください。規約第5条運営規程第1項に基づき選出された令和8年度の協議会委員の皆様の名簿が載せてあります。本来であれば、委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しさせていただくのが本意ですが、時間の都合上、皆様の机の上に委嘱状を置かせていただきました。どうぞ、ご了承ください。なお、委員の任期は本年8月31日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。
事務局	□それでは、初めてご参加の方もお見えですので、本協議会の目的をご理解いただくために、教科書採択の概要について庶務より説明をします。
事務局	□それでは、教科書採択の概要について簡単にご説明します。教科書は正式には「教科用図書」といいますが、説明においては「教科書」という名称を用います。法令によって、「教科書」は学校で使用する「主たる教材」と定められており、学校では必ず「教科書」を使って授業を行わなければなりません。教科書は、通常、民間の教科書発行者が創意工夫をして編集し、文部科学大臣が客観的、かつ公正、適切な内容であるかを検定します。その結果、合格した教科書が「文部科学省検定済教科書」として発行されます。こうして発行された複数の教科書の中から来年度使用する教科書を決めることを「採択」といいます。 教科書の採択は毎年行われていますが、法令で教科書は4年間、同じものを使うように定められているので、使用する教科書を新たに選ぶ「採択替え」と呼ばれる年度と、同じ教科書を採択する年度があります。小学校は、令和5年度に採択替えがあり、令和6年度から新しい教科書を使用しています。次の採択替えは令和9年度の予定です。中学校は、令和6年度に採択替えがあり、令和7年度より新しい教科書を使用しています。次の採択替えは令和10年度の予定となっております。 さて、教科書を「採択する権限」は、法令により、その「学校を設置する市

	町村の教育委員会」にあると定められています。しかし、同じく法令によって、採択に当たっては「採択地区」を設定し、地区内の市町村が共同して、同一の教科書を採択することになっています。「採択地区」は、自然的、経済的、文化的条件を考慮して、その地域内で同じ教科書を使用することが適当だと考えられる地域をさしており、岐阜県には7つの採択地区があります。そして、高山市、飛騨市、下呂市、白川村で「飛騨地区」となっています。この採択協議会は2回開催されます。本日の第1回では、採択委員の委嘱、設置・運営方針や採択基準など、運営に関わる方針を決定します。 第2回は、事務局から県の調査研究や昨年度の採択理由や協議内容を踏まえて提案をし、皆様に今年度使用している教科書が適切であるかどうかを協議して結果をまとめていただきます。「決定する」ではなく「結果をまとめる」とご説明したのは、「採択の権限は4つの市村教育委員会」にあるからです。4つの市村教育委員会は、採択協議会での「結果のまとめ」を尊重して、各教育委員会にて採択の議決をします。法令により、採択地区内の教育委員会は、協議会の結果に基づき、同一の教科書を採択しなければならないと定められているため、4つの教育委員会で同一の教科書を採択する議決が終了することによって、その年度の採択は完了となります。 令和9年度においては、法令に基づき、令和8年度と同一の教科書を採択することとなっております。 以上、よろしくお願いします。
事務局	☐ それでは議事に入ります。本日は、半数以上の委員さんにご出席いただいておりますので、規約第10条により、協議会が成立していることを報告します。協議の司会は協議会会長をお願いします。
会 長	☐ では、よろしくお願いします。まず、規約第13条にあります会計監査員2名を選出します。事務局から提案はありますか。
事務局	☐ はい。外部監査の観点から 飛騨市PTA連合会子育て代表大坪真由美様、下呂市PTA連合会子育て委員長佐藤理恵様に、会計監査をお願いしたいと思います。
会 長	☐ ご承認いただける方は拍手をお願いします。 (全員拍手) ありがとうございました。
会 長	☐ 次に、この会の議事録は9月1日より情報公開の対象となりますので、議事録の署名者を選出します。事務局より提案はありますか。
事務局	☐ はい。議事録の署名者につきましては、学校教育に関して豊かな経験を有している飛騨市教育委員会学校教育課長様、下呂市教育委員会学校教育課長様に署名者をお願いしたいと思います。 なお、第1回協議会議事録の作成は高山市教育委員会、第2回協議会議事録の作成は下呂市教育委員会と飛騨市教育委員会をお願いしたいと思います。
会 長	☐ ご承認をいただける方は拍手をお願いします。 (全員拍手) ありがとうございました。

会 長	□次に日程について、事務局より説明をお願いします。
事務局	□はい。お手元の資料５ページをご覧ください。 □本日が第１回の協議会となっております。第２回は７月１０日金曜日１０時３０分からこちらで開催します。最終的には、８月３日までに協議を終え、１２日までに４つの教育委員会が採択を決議し、それを県に報告することになります。以上のような日程で進めたいと考えております。
会 長	□はい。それでは、庶務より説明がありましたが、補足をします。第２回採択協議会には協議を調える必要があります。そこでの協議が調わない場合は、飛騨地区採択協議会規約第１０条２項により、再度、協議会を開かなければなりません。８月３日までに各教育委員会での決議を行い、８月１２日までに採択結果を県へ報告することになります。そのために、第２回協議会の開催までに、どのような教科書が発行されているのか、是非教科書を手に取ってみたいと思います。教科書をご覧いただくには、「教科書展示会」を利用していただきたいと思います。飛騨地区では、飛騨教育事務所、高山市図書館「煥章館」、高山市教育研究所、飛騨市図書館、飛騨市神岡図書館、下呂市はぎわら図書館、白川郷学園で、６月１４日から６月２７日までの１４日間展示されます。本日も後方に展示してありますので是非ご覧ください。また、展示会期間中は、意見箱を設置し、今年度、協議しようとする教科書について広く意見を聞くようにしています。 □それでは、日程について承認いただける方は拍手をお願いします。 （全員拍手）ありがとうございました。
会 長	□それでは、次に予算について、事務局より説明してもらいます。
事務局	□予算について説明します。６、７ページをご覧ください。資料に沿って説明させていただきます。（資料読み上げ説明） □後日、各市村負担分を請求をさせていただきます。各市村教育委員会は、６月１９日までに市村分担金の納入をお願いします。 □なお、採択協議会に参加していただいている委員の皆様の旅費の支払いについては、第２回の採択協議会の際に、公用車の使用有無、走行距離を基準として、県の規定に基づきお支払いします。
会 長	□それでは、説明がありました今年度の予算について、ご質問がありましたらお願いします。（質問なし） □よろしいですか。それでは、予算について承認していただける方は拍手をお願いします。（全員拍手）ありがとうございました。 □それでは、予定していた議事は終了しましたが、その他協議することはありますか。（意見なし） □ありがとうございました。これで、本日のすべての協議事項を終了しました。ここで、司会を事務局にお返しします。
事務局	□これより連絡に移ります。事務局より２点お願いします。

事務局	□それでは、２点連絡をいたします。 □１つめは、公正確保についてです。教科書発行者が採択関係者に利益供与を行うことは違法です。教科書発行者が採択関係者の自宅を訪問したり、見本を送付したりすることは文部科学省の指導によって禁止されています。 また、教科書発行者は採択関係者に金銭や物品等の提供や申し出をすることを自主規制しております。そのようなことがありましたら、毅然として拒絶し、すぐに採択協議会長、もしくは市村教育委員会まで連絡してくださいませようお願いします。本日の資料については、公正確保のため、８月３１日までは非公開となっているので、会議終了後にすべて回収させていただきます。ご了承ください。 □２つめは情報公開についてです。この協議会で知り得たことは公正確保のため「８月３１日」までは「非公開」です。会の開催日時、場所、委員名はもちろん、協議内容についても極秘となっております。本日の資料をすべて回収させていただくのも公正確保のためです。ただし、９月１日以降は、開かれた採択を推進するために、地区採択協議会及び市村教育委員会において積極的に情報公開に努めます。委員の皆様のお名前も公開の対象となりますので、ご承知おきください。
事務局	□このことにつきまして、会長より補足がありましたらお願いします。
会 長	□では、少し補足します。情報公開については、法改正により努力が求められています。公表の対象となるものは大きく４つです。 １つ目は、採択の結果、二つ目は、その理由です。そして、３つ目は、研究のために資料を作成したときはその資料、４つ目は、採択協議会の決定をうけた市村教育委員会での議決時の議事録です。ご承知おきください。市村教育委員会での議事録の公開については努力義務ですが、できるかぎり公開する方向で考えたいと思います。
事務局	□最後に、資料については自席に置いてお帰りください。後ほど回収します。 □次回の第２回採択協議会は７月１０日金曜日午前１０時３０分からです。ここ、高山市教育研究所で開催します。 閉会の言葉を採択協議会 副会長 中村 好一下呂市教育長、お願いいたします。
副会長	□委員の皆様、今日はどうもありがとうございました。ぜひ様々な視点で教科書をみていただき、意見いただければと思います。今後ともよろしく願いいたします。では、これを持ちまして、令和８年度岐阜県教科用図書第１回飛騨地区採択協議会を終わります。皆様お疲れ様でした。